

重要事項説明書

1 事業者（法人）・事業所の概要

（１）事業者の概要

名称	社会福祉法人 桐孝会
代表者名	村上 義孝
所在地	茨城県石岡市東光台二丁目 8 番 3 号
電話番号	0299-28-0121

（２）事業所の概要

（ア）提供できるサービスの地域と種類

事業所名	あいホーム石岡		
サービスの主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者		
指定事業所番号	0820500379		
所在地	① 茨城県石岡市東光台二丁目 8 番 3 号 ② 茨城県石岡市旭台三丁目 16 番 23 号 ③ 茨城県石岡市大谷津 6 番 7 号		
管理者	野崎 智裕		
電話番号	0299-26-7003	FAX 番号	0299-28-0122
第三者評価実施状況	無し		

（イ）事業所の職員体制

職 種	職務の内容	人 数
管理者	業務の一元的な管理	1 名
サービス管理責任者	生活指導および相談。利用者の支援計画書の作成	1 名
世話人	食事の提供、日常生活に必要な相談援助	3 名以上
生活支援員	食事や入浴、排泄、日常生活上の直接支援	2 名以上

（ウ）サービス提供の時間帯

営業日	3 6 5 日
営業時間	2 4 時間

(エ) 共同生活住居の構造・設備について

(Ⅰ) 構造

①本館

構 造	木造スレートぶき平屋建
敷 地 面 積	8 6 1.7 7 m ²
延 床 面 積	3 2 8.6 8 m ²

②あいホーム石岡旭台

構 造	鉄骨造3階建て
敷 地 面 積	3 0 0.3 9 m ²
延 床 面 積	1 1 4.2 4 m ²

③あいホーム石岡南台

構 造	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
敷 地 面 積	8 7 2. 1 6 m ²
延 床 面 積	4 9 7. 5 4 m ²

(Ⅱ) 設備

①本館

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
居 室	1 0 室	全室個室、洋室8室、和室2室
食 堂 & 居 間	1 室	食堂と居間を合わせて48.44 m ²
洗 面 所	4 ヶ所	
ト イ レ	4 室	
風 呂 場	1 室	

②あいホーム石岡旭台

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
居 室	7 室	ワンルームアパート、1 LDR (23 m ²) キッチン、ユニットバス、バルコニー
	2 室	洋室 2 室(9.72 m ²)
食 堂 & 居 間	1 室	食堂と居間を合わせて 27.5 m ² キッチン、トイレ、洗面所、風呂場

③あいホーム石岡南台

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
居 室	8 室	全室個室、洋室 8 室
居 間	1 室	
食 堂	1 室	
洗 面 所	4 ヶ所	
ト イ レ	6 室	共有トイレ 3 室、トイレ付居室 3 室
風 呂 場	1 室	

2 事業の目的と運営方針など

(1) 事業の目的

この共同生活援助は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に基づき、指定障害福祉サービスである介護サービス包括型共同生活援助を、それぞれの利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(2) 運営方針

運営に際しては、単身生活が困難な障害者に対して、少人数の共同生活を提供し、世話人が自炊の支援や生活に関する助言など日常生活の援助をおこなうことにより、自立生活を援助する。また、就労や今後の単身生活のための取り組みも行う。

3 共同生活援助の内容

共同生活援助の内容は、地域に密着した福祉サービスを、それぞれの利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 障害者総合支援法対象となるサービス
 - 食事の提供に関すること
 - 生活等に関する相談・支援に関すること
 - 余暇活動の支援に関すること
 - 健康管理に関すること
- (2) その他のサービス
 - 就労・学習に関する相談・支援に関すること
 - その他のサービスに関する相談に関すること

4 利用料等のお支払方法

(1) 利用料金について

利用者は、グループホームサービスの対価として、別紙「あいホーム石岡利用料金表」に定める利用料金を、月ごとに支払う。

(2) 支払方法について

事業者は、当月の料金の合計額を算出、明細を付した請求書を作成して利用者へ送付する。利用者は、当月の料金の合計額を翌月12日までに、口座振込または自動引落（ゆうちょ銀行の場合）の利用により支払う。

- (1) 常陽銀行 石岡支店 普通 1925369
社会福祉法人桐孝会 代表理事 村上義孝 あいホーム石岡
- (2) ゆうちょ銀行 10620-43627691
社会福祉法人桐孝会

5 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、関係機関への通報および消防団や地域住民との連携体制の整備を図るものとする。

火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

6 緊急時等における対応方法

職員は、共同生活援助の実施中に、利用者の病状等に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医に連絡または協力医療機関へ連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

7 事故発生時の対応方法

職員は共同生活援助のサービス提供中により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

茨城県保健福祉部障害福祉課	0 2 9 - 3 0 1 - 3 3 6 3
石岡市役所保健福祉部社会福祉課	0 2 9 9 - 2 3 - 1 1 1 1

8 損害賠償責任保険

利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りでない。

9 相談窓口、苦情対応

管理者は、提供した共同生活援助に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講ずるものとする。

○当事業所相談窓口 管理者 0 2 9 9 - 2 6 - 7 0 0 3

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

茨城県保健福祉部障害福祉課	0 2 9 - 3 0 1 - 3 3 6 3
石岡市役所保健福祉部社会福祉課	0 2 9 9 - 2 3 - 1 1 1 1

10 利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者は、グループホームをその本来の用途に従って利用するものとする。
- (2) 面会時間は原則 8：30～17：30 とし、来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出ること。
- (3) 外出の際には、必ず行き先と戻られる時間を職員に届け出ること。
- (4) 事業所内の設備、器具は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があること。
- (5) 敷地内は禁煙であること。また、建物内においては原則、禁酒であること。
- (6) 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はせず、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないこと。
- (7) 職員の指示に従えない方は退所していただくことがあること。
- (8) 所持金品は、事務所にお預けいただくこと。自己管理の場合、万一紛失されても事業所は責任を負いかねること。
- (9) 居室の管理・清掃などのために、事前に利用者に確認して職員が利用者の居室に立ち入ることがあること。
- (10) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮いただくこと。
- (11) 事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいただくこと。
- (12) 利用者の支援上、または、居室の管理上必要があるときは、居室内に立ち入る場合があること。